

答申情第207号
令和7年11月20日

京都府長様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会長 北村和生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮詢について（答申）

諮詢のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

- との接触の際に作成・取得した文書の不存在による非公開決定事案
- 1 令和7年2月12日付け文く安第67号（諮詢情第332号）
 - 2 令和7年3月25日付け文く安第90号（諮詢情第341号）

1 審議会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定の各処分は、妥当である。

2 審議会における審議の方法

別表1に示す2件の審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、いずれも同一人から提出があった、くらし安全推進課が保有する●●との接触の際に作成・取得した文書の公文書公開請求2件（「以下2件をまとめて「本件請求」という。）に対する各処分（以下「本件処分」という。）について行われたものであり、また審査請求における争点も共通することから、当審議会において、これらを併合して審議した。

3 審査請求の経過

本件審査請求の経過は、別表1のとおりである。

4 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

5 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書

処分庁は、路上喫煙等防止対策を行う部署であり、取組の一環として、●●による公設喫煙場所（以下「喫煙場所」という。）の寄付受納に係る事務、喫煙場所の維持管理やたばこを取り巻く情勢に係る●●との情報共有などを行っている。

審査請求人が存在すると主張する文書は、審査請求の記載内容から、処分庁が●●から取得した2024年8月30日付けの見積書及び2024年11月18日付けの「京都駅八条口喫煙場所改修工事 基礎伏図」（以下「当該文書」という。）又は、対象期間（令和6年8月26日以降令和6年9月9日まで及び令和6年11月11日以降令和6年11月18日まで（以下、「対象期間」という。）における●●との接触に際して作成又は取得した文書であると認められる。

(2) 本件請求に係る文書が存在しない理由

喫煙場所の維持管理やたばこに関する社会情勢の動き等について、●●と情報共有を行う際などは、主に電話・対面により実施している。

処分庁が●●との接触の際に作成・取得する文書は、おおむね、市内の喫煙場所の寄付受納に関する文書、喫煙場所の整備や改修に係るイメージ図等、覚書及びその別紙に関する文書である。

しかしながら、対象期間において、●●と電話等でのやりとりを実施した可能性は否定できないものの、処分庁において文書を作成・取得した事実はない。

なお、審査請求人は、処分庁が別件の公文書公開請求に基づき公開した文書に、●●から取得した当該文書が含まれていたことから、本件請求日時点で請求に係る文書が存在すると主張している。

処分庁は、令和6年12月17日に●●からの寄付により京都駅八条口喫煙場所（以下「本件喫煙場所」という。）の改修工事を完了しており、同日付けで審査請求人から行われた公文書公開請求に基づき、令和7年1月10日付けで審査請求人が主張している当該文書を含む●●による本件喫煙場所の改修工事に係る寄付受納に関する公文書を公開した。

当該文書は、●●が本件喫煙場所の改修工事の業務委託を行う工事業者（以下「当該工事業者」という。）が作成したものであり、当該日付は当該工事業者が当該文書を作成した日付であるとは認められるものの、本件請求日時点で処分庁が本件請求に係る文書を取得していた根拠にはならない。

よって、本件請求に係る文書は存在しない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

6 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 公開を求める。

(2) 2024年8月30日付けの見積書及び2024年11月18日付けの京都駅八条口喫煙場所 改修工事 基礎伏図を●●から取得していたことからすると、請求に係る文書が存在する。

7 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人の求める文書は、対象期間に処分庁が●●との接触の際に作成・取得した文書である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、対象期間に本件請求に係る文書を作成及び取得しなかったため、本件請求に係る文書は存在しないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、別件である令和7年1月10日付けの公文書一部公開決定処分の対象公文書の中に2024年8月30日付けの見積書、2024年11月18日付けの京都駅八条口喫煙場所改修工事基礎伏図が存在することから、対象期間に、処分庁が本件請求に係る文書を保有していると主張する。

ウ 当審議会において、審査請求人及び処分庁の主張に含まれる、別件である令和7年1月10日付けの公文書一部公開決定処分の対象公文書を確認したところ、2024年8月30日付の見積

書及び2024年11月18日付けの京都駅八条口喫煙場所改修工事基礎伏図が存在することが認められた。

見積書及び基礎伏図は、本件喫煙場所を施工した当該工事業者が作成したものであり、記載されている日付は、一般に、各文書を当該工事業者が作成した日又は当該工事業者から●●に提出された日であると考えられる。

エ あわせて、●●と情報共有を行う際にメモ等の記録を作成していないのかを処分庁に確認したところ、対象期間内に●●との接触があった可能性はあるものの、対応記録は作成されていないということであり、●●から受領した文書もなかったということであった。

オ 上記ウ及びエを踏まえれば、2024年8月30日付の見積書及び2024年11月18日付けの京都駅八条口喫煙場所改修工事基礎伏図が存在したことは認められるものの、当該文書を作成したのは各文書を作成した当該工事業者であり、対象期間において処分庁が当該文書を●●から取得した根拠にはならない。また、その他に対象期間に処分庁が本件請求に係る文書を作成及び取得した事実も認められないことから、本件請求に係る文書は存在しないとの処分庁の説明に特段不合理な点はなく、当審議会としては、処分庁が行った本件処分は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表1 審査請求の経過

諮詢情第332号

請求日	令和6年9月9日
請求内容	くらし安全推進課が保有する●●との接触の際に作成・取得した文書 (令和6年8月26日以降のもの)
処分通知日	令和6年10月11日
公開請求に係る公文書を 保有していない理由	請求に係る文書を作成及び取得していないため。
審査請求日	令和7年1月14日

諮詢情第341号

請求日	令和6年11月18日
請求内容	くらし安全推進課が保有する●●との接触の際に作成・取得した文書 (令和6年11月11日以降のもの)
処分通知日	令和6年11月27日
公開請求に係る公文書を 保有していない理由	請求に係る文書を作成及び取得していないため。
審査請求日	令和7年2月27日

(参考)

1 審議の経過

令和7年 2月12日 質問（質問第332号）
3月11日 質問庁からの弁明書の提出（質問第332号）
3月25日 質問（質問第341号）
4月18日 質問庁からの弁明書の提出（質問第341号）
10月23日 質問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第7回会議）
11月20日 審議（令和7年度第8回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

2 本件質問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）